

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

◇ 告 示 目 次
保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度

告 示

鳥取県告示第千八十四号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和四十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十九年十二月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在		皆伐面積 (ヘクタール)
	場所	大字名	
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	八頭	一七六・七四
土砂流出防備保安林	八頭	若桜	八・七四
干害防備保安林	船岡	喜才谷山	五・六八
"	佐治	明見谷東平	〇・四二
"	用瀬	池ノ内下平	七・九八
"	"	赤波	〇・〇六
"	"	水口	〇・二三
"	"	鳥取	〇・二六
"	"	岩美	〇・八二
"	"	気高	一・六〇
水源かん養保安林	八頭	河原・郡家	八九四・二五
土砂流出防備保安林	八頭	河原	四・三〇
"	岩美	郡家	八・二一
"	岩美	美	九五・五八
"	"	国府	四・六二
"	"	福部	〇・三〇
"	鳥取	鳥取	六一・八〇
"	気高	高	一・四二
"	鹿野	野	六二・一七
"	青谷	谷	一〇・八四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

岸本	会見	大山	中山	溝口・江府	西伯	米子	"	"	東伯	"	"	倉吉	"	"	東伯	倉吉	東伯	倉吉	鳥取	岩美	千害防備保安林
							杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津					水谷	高路	長谷

四・六六岸本	一・三二会見	三・九二大山	〇・六四中山	六・一六・〇五米子地区	〇・七六杉地	〇・七四金屋	〇・〇八槻下	〇・六五大谷	〇・〇四宮内	〇・六六大原	一・七六栗尾	〇・三〇志津	一七・七二東伯	一六・七〇関金	三七・三四朝郷	四七・四一東郷	二六・二五倉吉	二五二・五六倉吉地区	一・〇二水谷	一五・八二高路	四・二六長谷
--------	--------	--------	--------	-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	------------	--------	---------	--------

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥取

取

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	"	"	"	"	"	千害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
日野	日野	日野・日南	"	西伯	"	"	"	西伯	江府	溝口	米子	"	日野	西伯	日野	西伯	江府	溝口	米子	西伯	"
伐株	法勝寺	長田	赤松	宮内	ほか	門野	孝靈山ほか	孝靈山ほか	門野	江府	米子	西伯	日野	西伯	日野	西伯	江府	溝口	米子	西伯	"
〇・一〇	〇・八二	二・二〇	〇・〇六	二・一八	二・四八	四・二八	〇・一〇	五・二八	二・一八	二・四八	四・二八	〇・一〇	二・一八	二・四八	四・二八	〇・一〇	二・一八	二・四八	四・二八	〇・一〇	五・二八
日野地区	法勝寺	孝靈山	門野	宮内・坊領	江府	溝口	米子	西伯	日野地区	法勝寺	孝靈山	門野	宮内・坊領	江府	溝口	米子	西伯	日野地区	法勝寺	孝靈山	門野